平成 24 年６月 13 日

各　　位

会　　社　　名　スリープログループ株式会社
本 社 所 在 地　東京都新宿区西新宿七丁目 21 番３号
代　　表　　者　代表取締役　関戸明夫
（コード番号 2375、 東証マザーズ）
問 合 せ 先　執行役員ＣＦＯ　古野孝志
（ＴＥＬ０３－６８３２－３２６０）

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 24 年５月 25 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて既に開示しておりますとおり、当社が過去に提出した四半期報告書、訂正四半期報告書の訂正に関して、証券取引等監視委員会より金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第１項第４号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第 185 条の６の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、本日、平成 24 年６月 11 日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 600 万円及び納付期限を平成 24 年８月 13 日とする決定を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。